

## 部署名義パーチェシングカード特約

### 第1条 用語の定義

本特約における次の用語の意味は、以下のとおりとします。

- (1)「対象パーチェシング法人会員」とは、カード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当社と総称して「両社」という。）所定のJCB企業間決済サービス特約（以下「企業間決済サービス特約」という。）に定めるパーチェシング法人会員のうち、本特約を承認のうえ、次号に定める部署名義Pカードの発行を両社所定の方法により申し込み、両社がこれを認めた方をいいます。
- (2)「部署名義Pカード」とは、両社が発行するパーチェシングカードのうち、対象パーチェシング法人会員の指定する対象パーチェシング法人会員の部署その他の組織（以下「部署等」という。）ごとに発行されるものをいう。

### 第2条 基本的事項

1.両社所定の会員規約（大型法人用）（以下「会員規約」という。）および企業間決済サービス特約（以下会員規約と総称して「会員規約等」という。）の定めにかかわらず、部署名義Pカードは、以下のとおり取り扱われるものとします。

- (1)部署名義Pカードの表面には、パーチェシングカード使用者の氏名に代えて、対象パーチェシング法人会員の部署等の名称が表示されること
- (2)対象パーチェシング法人会員の部署等（部署名義Pカードの発行がされた部署等に限る。）に所属する対象パーチェシング法人会員の役職員（以下「対象役職員」という。）は、会員規約等に基づき資格を喪失するまでの間、全てパーチェシングカード使用者の資格を有するものとして取り扱われること

(3)原則として、対象パーチェシング法人会員から両社に対して対象役職員の情報が提供されないこと

2.対象パーチェシング法人会員となろうとする者は、前項各号の取扱いをすることに伴って、部署名義Pカードについて通常のパーチェシングカードに比して不正利用が生じる危険性が高まることを理解のうえ、部署名義Pカードの発行を申し込むものとします。また、対象パーチェシング法人会員は、部署名義Pカードの管理等を厳重に行うとともに、部署名義Pカードの利用（第三者による不正利用を含む。）について一切の責任を負うものとします。

3.両社および指定加盟店は、部署名義Pカードの利用者につき、対象役職員であること、およびパーチェシングカード使用者の資格を有することを確認する義務を負わないものとします。

### 第3条 対象役職員の同意取得等

対象パーチェシング法人会員は、対象役職員に対し、部署名義Pカードの利用に先立ち、本特約および会員規約等の内容を説明し、明示の同意を得るものとします。また、対象パーチェシング法人会員は、対象役職員に対し、本特約および会員規約等に定めるパーチェシング会員の義務を遵守させるものとし、対象役職員による当該義務の違反について一切の責任を負うものとします。

### 第4条 部署名義Pカードの紛失・盗難にかかる債務免除の不適用

会員規約の規定（カードの紛失、盗難による責任の区分）第2項の定めにかかわらず、対象パーチェシング法人会員が紛失、盗難の事実を速やかに当社またはJCBに届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当社またはJCBの請求により所定の紛失、盗難届を当社またはJCBに提出した場合であっても、当社またはJCBが届け出を受けた日までの部署名義Pカードの利用代金につき、対象パーチェシング法人会員は支払債務の免除を受けられないものとします。

### 第5条 部署名義Pカード利用代金の負担

部署名義Pカードの利用はすべて対象役職員による利用とみなし、その利用代金はすべて対象パーチェシング法人会員の負担となります。

### 第6条 指定加盟店への周知等

1.両社は、指定加盟店に対し部署名義Pカードに対象パーチェシング法人会員の部署名義が表示されていることを周知し、指定加盟店において部署名義Pカードが他のカードと同様に取り扱われるよう努めるものとします。

2.対象パーチェシング法人会員は、前項の周知等に関して当社またはJCBから協力を求められた場合、これに応じるものとします。

3.指定商品等の種類および内容は、対象パーチェシング法人会員が両社所定の方法により両社に登録を依頼するものとします。

### 第7条 有効性等の確認にかかる事項

1.対象パーチェシング法人会員は、前条の周知等にかかわらず、部署名義Pカードに対象パーチェシング法人会員の部署等の名称が表示されていることなどから、部署名義Pカードの利用に際し、指定加盟店が、当社またはJCBに対して、部署名義Pカードの有効性等について確認を求められる場合があることをあらかじめ承諾します。

2.対象パーチェシング法人会員は、対象役職員に対し、指定加盟店から前項の確認に対する協力を求められる場合があることを説明し、対象役職員をして、かかる要請があったときは当該確認に協力させるものとします。

3.対象パーチェシング法人会員は、第1項の確認の結果、指定加盟店が部署名義Pカードの利用を拒絶することがあることを承諾します。

4.前各項の規定は、両社および指定加盟店に対し、第1項の確認を行う義務を課すものではありません。

### 第8条 本特約の改定

将来、本特約が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後に対象パーチェシング法人会員または対象役職員のいずれかが部署名義Pカードを利用した場合、対象パーチェシング法人会員およびすべての対象役職員が当該改定内容を承認したものとみなします。

### 第9条 適用関係

1.本特約は、対象パーチェシング法人会員および対象役職員のパーチェシングサービス利用について適用されるものとし、本特約に定めのない事項については会員規約等によるものとします。なお、部署名義Pカードに関して、本特約と会員規約等とが矛盾ないし抵触する場合、本特約の定めが優先するものとします。

2.本特約において特に定めのない用語については、会員規約等におけるのと同様の意味を有するものとします。

カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、本特約における「当社」および「両社」はいずれも「JCB」に読み替えます。

2018年10月01日現在  
(TK208001・20181001)